

第 4468 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人に賞金を支払う場合の源泉徴収

Q：個人に対して、広告宣伝のための賞金等を支払うときは、所得税を源泉徴収しなければなりませんか？

A：源泉徴収しなければなりません。

【解説】

源泉徴収義務者が、個人に対して、次のような広告宣伝のための賞金等を支払うときは、所得税を源泉徴収しなければなりません。

①事業を営む個人や法人が製品や事業の内容を広告宣伝するための賞金や賞品。たとえば、懸賞クイズや大売出しの抽選の賞金や賞品がこれに当たります。

②素人のクイズ番組や素人のど自慢の賞金や賞品

なお、当選者等を旅行に招待する場合、原則、賞金等には含まれませんが、旅行に代えて現金や品物を選ぶことができるものは、その金品の価額が賞金の額になります。

源泉徴収税額は、賞金等の額から50万円を差し引いた残額に10%の税率を乗じて算出します。支払う賞金等の額が50万円以下であれば、源泉徴収する必要はありません。

賞金等を物品で支払う場合は、その物品を評価しなければなりません。その評価は、原則として、その物品の処分見込価額によります。例えば、株式、貴金属又は不動産等は、その受けることとなった日の価額、商品券やギフト券などはその券面額となります。それ以外のものについては、その品物の通常の販売価額の60%相当額で評価します。

